



令和
7年
5月号

福岡駐在所 だより



※編集発行※
那須烏山警察署
88-0110
福岡駐在所
88-7568

消費者庁主催の「消費者月間」について

★ 実施期間 ★

5月1日（木）から31日（土）までの1か月間

★ 令和7年度「消費者月間」統一テーマ ★

「明日の地球を救うため、消費者にできること
グリーン志向消費
～どのグリーンにする？～」



県警ホームページ

★ 消費者月間 ★

毎年5月を「消費者月間」とし、消費者庁では、上記テーマのもと、安全・安心で豊かにくらすことができる社会を実現するため、関係行政機関と連携して各種啓発活動を実施します。
これらの月間を踏まえて、悪質商法や環境問題についても深く関心を持っていただけるとうれしく思います。

★ グリーン志向消費とは… ★

今年度の統一テーマであるグリーン志向消費とは、近年多発する記録的な大雨や、異常気象の影響による災害が、地球温暖化による気候変動の影響であると考え、その原因の一つである、私たち人類の消費行動をより 地球環境に配慮したものにしなければならないという考え方です。
要は、『無駄を減らして、ゴミをできるだけ出さないように生活しよう』ということです。

★ 警察として ★

- 今回の統一テーマにおいて警察から皆さんにお願いしたいことは、ゴミの適正処分です。
ゴミは決められた日時に、決められた場所で捨てましょう。

野焼きは一部の例外を除いて基本的には

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』

という法律で禁止されています。

一部の例外というのは…

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 焚火その他日常生活を営むうえで通常行われている廃棄物の焼却であって軽微なもの5種類です。

つまり、一般家庭でのゴミの焼却は基本的には認められていない…ということです。

法律違反にならないよう、ゴミは適正に処分しましょう！

★ 相談したいことがある、グリーン志向に興味がある人は ★

警察に相談したいことがある人は、最寄りの警察署や

☎ 警察安全相談電話「#9110」へ相談を。

消費者月間について相談したいことがある人や興味がある人は、消費生活センターや

☎ 消費者ホットライン「188」へ連絡を。

あなたは
大丈夫？



福岡駐在所管内 事件・事故発生状況（4月中）

○ 犯罪発生 0件

福岡駐在所管内においては、現在4月中の犯罪の発生はありません。

今後も、防犯を意識した生活を続けていただき、犯罪の未然防止に努めましょう！

不審な人物、不審な車を見かけた際は、遠慮なく110番通報を！

○ 交通事故 7件 人身事故 0件

福岡駐在所管内では、4月中の交通事故が7件…とかなり増えています。

4月、5月は仕事やプライベート等でも様々な変化が起こる月です、考え事などで注意が散漫となってしまうことも考えられます。

運転をする際は、事故を起こさないよう集中して運転しましょう！